

第6章 文化財の保存及び活用に関する事項

1 長野市全体にわたる方針

(1) 文化財の保存活用の現状と今後の方針

長野市には、国指定等の文化財及び県指定の文化財、市指定等の文化財は、548 件を数え、市内全域にわたって、有形、無形の文化財が分布している。

合併を繰り返した長野市では、市域の広域化とともに文化財の総数も増加している。特に市指定文化財は、合併前の市町村ごとに文化財に対する取組み状況が異なっていたため、現行では指定物件の内容に地域差が生じている。また市域の拡大によって、地域で育まれてきた無数の有形・無形の文化財の把握が困難になり、価値が認識されないままに消失してしまうことも少なくない。文化財は指定・未指定に関わらず、長野市の歴史と文化を理解する上で不可欠なものであり、幅広く情報を収集し、地域固有の財産として未来に受け継いでいくための取組みを進める必要がある。そこで、地域における未指定を含めた文化財の保存と活用に関する総合的な計画として「文化財保存活用地域計画」の作成を進める。さらに、多様な視点から文化財の掘り起こしが進み、新たな価値が見いだされたものについては、市の指定・国の登録制度の活用を検討する。

本市の国指定等文化財については、保存修理工事に併せて、個別の保存管理計画を策定している。今後は、その他指定文化財についても、多目的な利活用が見込まれることから、保存管理計画の策定も検討する。

(2) 文化財の修理に関する方針

文化財を後世に保存・継承するためには、経年変化による劣化状況を適切に把握しておくことが重要である。そのため、長野市では市所有の歴史的建造物を対象として、順次劣化状況診断を実施し、文化財の現況把握に努め、保存修理の方針、整備時期の検討を進める。また、国指定等文化財の現状変更を伴う大規模な修理や整備等を実施する場合には、文化財保護法及び関係法令を遵守し、適切な手続きをとるとともに、文化庁や長野県教育委員会との連携のもと、整備委員会を設置して、専門の有識者より指導助言を得ながら実施する。県・市指定文化財については、地方文化財保護審議会の専門委員より適宜指導助言を得ながら修理等を実施する。なお、文化財の修理や整備を行う際は、国指定等、県指定、市指定を問わず、歴史の真正性を担保するため、事前に歴史資料の調査を入念に行う。



地方文化財保護審議会による建造物保存修理の現地指導

市所有以外の文化財については、所有者が適切な管理や計画的な修理を行う必要があり、所有者と行政機関との連携が基本となる。市では、年に1回所有者・管理者研修会を実施し、適切な文化財保護に関わる情報交換を進めるとともに、長野県文化財保護協会長野支

部による協力のもと、文化財パトロールを実施しており、所有者・管理者との情報の共有と連携の強化を進める。

また、指定文化財の所有者等が行う文化財保護に要する管理・修理等の経費に対しては、予算の範囲内で補助金を交付する。さらに指定文化財以外でも、長野市の歴史的風致を形成する歴史的風致形成建造物に指定するものについては、保存・活用のための修理に必要な支援を行っていく。

(3) 文化財の保存活用を行うための施設に関する方針

長野市内には、博物館及び博物館相当施設が複数あり、市立博物館を中心として地域の文化財を保存・活用するための取り組みが進められている。

長野市小島田町の川中島古戦場史跡公園に立地する長野市立博物館は、博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）に基づく総合博物館で、長野盆地を中心とする地域の自然と人とのかかわりを研究・展示している。博物館では天体観測室やプラネタリウムなどが設置されており、歴史以外にも自然科学の情報発信拠点として機能している。また館内には埋蔵文化財センターが併設されており、市内の遺跡発掘調査に関する最新情報や、貴重な考古学資料が収蔵されている。

松代地域には、真田家から譲渡された大名道具を中心に所蔵する真田宝物館が昭和44年（1969）に開設されている。真田宝物館には真田家伝来の武具や調度品、古文書などの膨大な資料が収蔵されており、松代地区の生涯学習・観光の中核拠点として、また、松代城跡や真田邸、旧文武学校、旧横田家住宅など松代に点在する文化財の管理事務所として機能している。

戸隠地域には、戸隠地質化石博物館が平成20年（2008）に開設された。当施設は、長野市及びその周辺の地質や自然資料を取り扱う博物館で、旧茶臼山自然史館と旧戸隠地質化石館を統合し、旧しがらみ 小学校校舎を整備して開館したものである。フィールドワークなどを積極的に取り入れ、来館者が収蔵庫や研究室などの舞台裏を見たり触れたりできる市民参加型の利活用が進められている。

鬼無里地域には、かつて鬼無里の経済を支えた麻に関わる資料や、市指定文化財である複数の屋台と神楽が保存された鬼無里ふるさと資料館がある。特に鬼無里神社の屋台は、現在でも祭事に利用されており、地域文化の継承施設として機能している。

これ以外にも、平成22年（2010）に合併した信州新町の博物館（新町美術館・有島生馬記念館・化石博物館）や、善光寺門前町の「門前商家ちよっ蔵おいらい館」など、地域の特色に合わせた施設が存在し、地域文化財の保存活用が進められている。今後は、多機関連携を進め、同一テーマによる展示企画や移動展示などによる情報の相互交流を行うことにより、さらに幅広い世代を引き付ける魅力的な施設運営を進めていく。

また、市内に点在する文化財を広く理解し、より高い関心をもってもらうためには、個々の文化財について、名称や位置、内容などを容易に理解できるよう整備していくとともに、

多様な歴史的遺産を結びつけるストーリーと文化財巡りのルートづくりが必要である。文化財の名称を記した標柱や文化財の内容を示す説明板等、文化財の理解を助ける設備の適切な整備・更新を進めるとともに、魅力あるルートの提供にも努める。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財を取り巻く周辺環境の変化は、文化財に大きな影響を与える場合がある。そのため、文化財の価値や魅力が損なわれないよう、景観法、都市計画法及び市の独自条例を活用し、文化財を取り巻く周辺環境の保全を進める。



電線類地中化・道路美化を実施した路線

また、歴史的風致の維持及び向上を図るために実施する電線類地中化・道路美化事業ないし水路等の整備事業、文化財の管理活用を目的

とする便益施設等の設置においても、文化財及びその周辺の歴史的景観との調和を図る。

さらに、文化財の説明板や案内板については、これまでも少しずつ整備を進めてきたところであるが、地域によっては、まだ不足していたり、劣化して見えにくくなっているものもあるため、今後も説明板や案内板の更新や拡充を順次行っていく。なお、案内板等の設置に当たっては、平成25年3月策定の「長野市公共サインガイドライン」に基づき、適切な表記で設置を行っていく。

(5) 文化財の防災に関する方針

指定有形文化財（建造物）は、自動火災報知機、消火器具の設置が消防法で義務化されており、その設置及び更新について適切に実施する。また、定期的に文化財防火パトロールを実施し、所有者・管理者と消防局による防火点検や、地元消防団の放水訓練などを行い、日常的に防災意識の高揚と火災被害の軽減を図る。



文化財の放水訓練

また、文化財の耐震診断と耐震補強工事や、消火設備、避雷針設備等の防災設備設置工事等の推進を図るとともに、日常的な維持管理や所有者への注意喚起等により、美術品等の防犯対策を図る。

(6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する方針

文化財の保存及び活用を進めるためには、文化財の存在や魅力について広く理解を得る必要がある。長野市では、長野市文化財データベース「デジタル図鑑」及び行政地図情報（GIS）をホームページにて公開しており、文化財情報や位置図を簡単に検索することがで

きる。また文化財の非公開部分を対象とする期間限定の特別公開や、修理工事中の現地説明会、出前講座等を実施し、分かりやすい文化財情報の発信に努める。市内の各種団体も、住民と連携して文化財めぐりや講演会等を行っており、今後もこうした取り組みを続けていく。



文化財データベース「デジタル図鑑」

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

長野市内には約1,000件の「周知の埋蔵文化財包蔵地」が存在し、文化財保護法に基づく保護を図るために、長野県教育委員会や関係機関と連携しながら現状把握に努め、遺跡分布地図の作成・周知を図る。また埋蔵文化財包蔵地の情報は、前述の行政地図情報やデジタル図鑑にも掲載しており、随時、埋蔵文化財に関する最新情報を発信し、発掘調査の実施を含め適切な保護措置を行う。

周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所においても、未発見の埋蔵文化財の保護に万全を期すため、開発事業者と連携して、開発の事前把握に努めるとともに、積極的に試掘調査を実施して包蔵地の把握に努め、随時埋蔵文化財包蔵地の見直しを行う。

近世の遺跡については、善光寺門前町や松代城下町の地下に遺跡が残っている事例が確認されている。これらの情報は、現在の長野市の歴史を解明する上で重要であることから、長野県教育委員会と連携しながら、適切な保護措置を行う。

(8) 文化財の保存活用に係る長野市教育委員会の体制

文化財の保存活用については、長野市教育委員会事務局の文化財課と博物館が主な役割を担っている。文化財課では、文化財の保存活用に関する業務全般と、文化財の所有者・管理者に対する研修や文化財の管理・修理についての指導助言、必要経費の助成、文化財パトロールの実施、市有文化財の保存修理などを行っている。また文化財課内の出先機関としては、埋蔵文化財センターと松代文化施設等管理事務所がある。埋蔵文化財センターでは、周知の埋蔵文化財包蔵地に関する保護協議、記録保存を目的とする緊急発掘調査などを実施しており、調査現場近隣の小学生を対象とした発掘体験学習や公民館での速報展示など、埋蔵文化財に対する普及公開活動も行っている。松代文化施設等管理事務所では、真田邸（新御殿跡）や旧文武学校、旧横田家住宅など松代地区の文化財の管理運営とともに、真田宝物館や象山記念館など博物館相当施設の管理運営、同館所蔵の真田家等に関する資料のデータベース化、調査研究を進めている。

博物館は、長野市小島田町の川中島古戦場史跡公園に位置する総合博物館を拠点として、戸隠、鬼無里、信州新町に分館が存在し、各施設では、施設の特性を活かしたソフト事業や企画展示が行われている。文化財課所管の出先機関については、一部博物館の機能と類似しているため、文化財行政の組織運営の見直しを検討している。

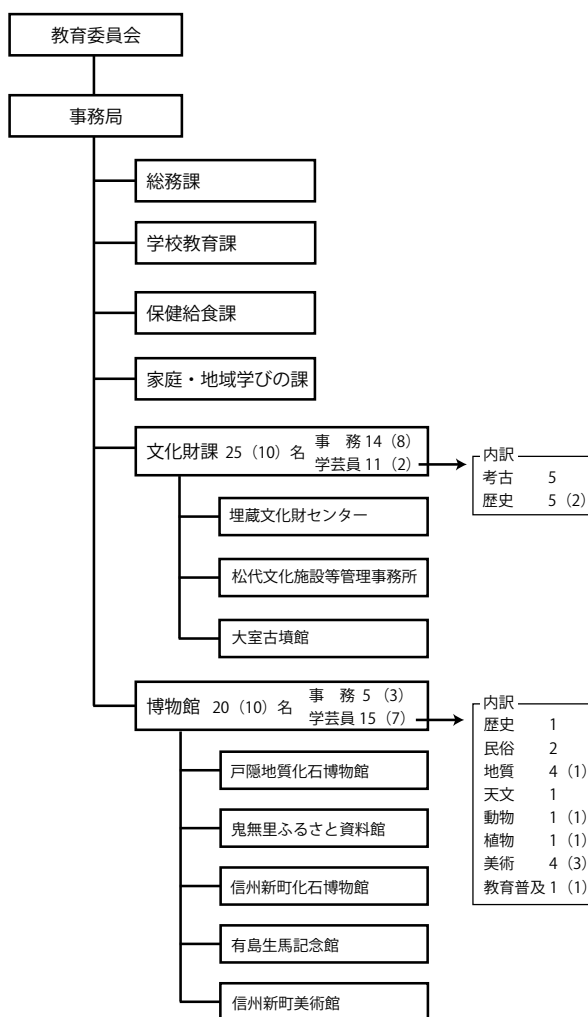
教育委員会の諮問機関としては、長野市文化財保護条例に基づき、長野市地方文化財保護審議会が設置されている。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、教育委員会に答申する。審議会は7名で構成されており、各専門分野は、近世史2名、考古1名、民俗1名、植物1名、建築史1名、宗教史1名である。

庁内の体制としては、文化財課（埋蔵文化財センター及び松代文化施設等管理事務所を含む）に、事務職14名、学芸員11名の計25人体制で、学芸員の専門は、考古6名、歴史5名となっている。また、博物館には、事務職5名、学芸員15名の計20人がおり、その内訳は、「教育委員会事務局の組織体制」のとおりとなっている。

（9）文化財の保存活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び体制の方針

長野市において、文化財の保存活用に関わる団体は、地域ごとに複数存在する。市内全域の文化財保護活動としては、長野県文化財保護協会長野支部があり、市と協働で文化財パトロールや所有者管理者研修会を実施しており、地域に根ざした文化財保護活動を実践している。また善光寺地区や松代地区、鬼無里地区では、まちづくりを進めるNPO等やボランティア組織が設立されており、独自の取り組みを展開している。

今後は、これらの各種団体の多様な活動をさらに活性化させるため、必要な情報提供や人材育成等を積極的に支援し、地域住民の主体による文化財保護活動を進めていく。



※括弧内、うち嘱託職員の人数

教育委員会事務局の組織体制（令和4年2月現在）

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存活用の現状と今後の具体的な計画

①善光寺・戸隠地区

善光寺・戸隠地区においては、善光寺と戸隠神社という2つの神社仏閣を中心に、信仰と関連した有形・無形の文化財が多数存在している。

善光寺境内には、国宝の善光寺本堂をはじめ、重要文化財の善光寺三門や善光寺経蔵、市指定記念物の善光寺参道（石敷）があり、所有者である善光寺によって、その保存管理や活用が進められている。また善光寺では、建造物の保有している耐震性能が、文化財的な価値の保存と活用時の安全性確保のために必要な耐震性能を満たしているかどうかを判定するとともに、耐震性能の向上措置等の対処方針を検討することを目的として、善光寺本堂耐震基礎診断事業を平成22・23年度に、善光寺経蔵耐震基礎診断事業を平成24・25年度に実施している。今後は、耐震診断事業の結果に基づき、耐震性能向上措置と安全対策の充実を図るとともに、「保存管理計画」を視野に、施設の適切な管理活用を進める。

善光寺に関連する無形文化財としては、市指定無形文化財の善光寺木遣りがある。善光寺木遣りは、善光寺御開帳の回向柱を松代より運ぶ時、節分会、御祭礼の山車を曳く時、その他建築木材の引き出し及び上棟会などに、棟梁及び鳶職等の職人多数で唄われており、江戸時代より口伝により唄い継がれてきたものである。市指定無形文化財については、保持者または保持団体が行う、文化財の記録作成、伝承者育成、その他保存・公開に必要な経費の支援事業を実施する。これ以外にも、正月行事など善光寺に関連する無形文化財は多数存在するが、未指定のものが多く、調査も不足している。今後は、善光寺に関連する無形の文化財についても調査を進め、必要に応じて本市の指定候補として検討を進めるなど、適切に維持・継承されていくことが望まれる。

また、善光寺周辺に位置する宿坊群や仲見世は、善光寺と一体となった歴史的景観を有しており、地区全体の景観保全が必要とされる。本市では、伝統的建造物群保存地区決定に向けた保存対策調査を実施しており、平成21年（2009）3月に報告書を刊行している。現在、都市整備部局や地元住民との調整、修理・修景基準の作成などの作業を進めており、地元合意が得られ次第、条例制定、都市計画決定の手続きを進める。さらに、善光寺周辺には、藤屋旅館や旧三原屋商店など、江戸時代から明治時代に築造された登録有形文化財が数軒存在しており、未指定の歴史的建造物も多数存在する。今後は、これらの善光寺周辺の歴史的建造物に関する継続的な調査が求められる。

奥社、中社、宝光社の三社からなる戸隠神社は、戸隠神社信仰遺跡としてそれぞれの境内地が県指定記念物（史跡）の指定を受ける。また戸隠神社奥社の杉並木の参道や周囲の原生林は、戸隠神社奥社社叢として県指定記念物（天然記念物）に指定されている。近年、戸隠神社の奥社参道には、観光客が増加していることから、史跡及び天然記念物としての適切な維持管理・活用を進めるため、長野県教育委員会を中心に現況把握調査及び保存管理計画の策定が進められている。

戸隠神社に関わる無形文化財としては、戸隠神社太々神楽が長野県無形民俗文化財の指定を受けている。この神楽は、北信地域に分布する戸隠神社系統の太々神楽のおおもとに位置付けられる神楽であり、戸隠神社楽部によって、一山の神主が伝承する体制が整備されており、今後も適切な伝統文化継承を進めるための取り組みを支援する。

戸隠神社中社、宝光社の周辺には、伝統的な宿坊群が広がっている。これらの歴史的な建造物については、善光寺周辺地区と同様に貴重な宿坊景観を有しているため、平成 26～27 年度伝統的建造物群保存地区の決定に向けた保存対策調査が行われ、その成果をもとに平成 28 年 8 月に長野市戸隠伝統的建造物群保存地区を決定し、平成 29 年 2 月には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。今後も地元と協働で歴史的な町並みの適切な保存・活用を進める。

- ・無形文化財支援事業（平成 25 年度～令和 5 年度）
- ・文化財保存活用地域計画作成事業（令和 3 年度～令和 5 年度）
- ・戸隠地区伝統的建造物群保存対策調査事業（平成 26 年度～平成 27 年度）
- ・善光寺保存活用推進事業（令和 2 年度～令和 5 年度）
- ・戸隠神社奥社社叢保存活用推進事業（平成 30 年度～令和 4 年度）

②松代・若穂川田地区

現在、松代・若穂川田地区内には、157 件の指定等文化財が存在しており、城下町を中心として広域にわたって分布している。指定等文化財のうち、市所有の松代城跡、新御殿跡（真田邸）、旧文武学校、武家屋敷（旧横田家・旧前島家・旧樋口家・山寺常山邸）、寺町商家については、松代文化施設等管理事務所が保存管理、活用を進めている。中でも、旧前島家・旧樋口家・山寺常山邸・寺町商家の 4 施設は、指定管理制度の導入や地元団体による管理運営が行われており、今後も地元や民間団体と協働で市所有文化財の保存管理と積極的な活用を進める。

大室古墳群は、平成 9 年度から保存整備事業が継続中であり、事業担当課である長野市教育委員会文化財課が管理している。史跡外の大室古墳館の管理は地元協力会に委託しているが、事業の進捗に伴い、平成 26 年度からは、エントランスゾーン全体を一般公開しており、今後もより多くの方々に管理運営に参加してもらう体制づくりを進める。

松代・若穂川田地区における無形文化財としては、八橋流箏曲や大門踊りがあり、無形民俗文化財としては、祇園祭に係る勢獅子などが市の指定等を受けている。これらの市指定等を受けている無形の文化財については、保持者または保持団体が行う、文化財の記録作成、伝承者育成、その他保存・公開に必要な経費の支援事業を実施する。これ以外にも、町川田神社の御柱祭のような未指定の祭礼や伝統文化は多数残っており、今後も伝統文化継承のための調査を進める。

また城下町に現存している歴史的建造物や水路・庭園などの中には、文化財指定等を受けていない物件も多く、松代地区の歴史的風致を維持・向上させるためには、これら未指

定の物件に関する保全も重要な要素である。本市では、旧武家屋敷地であった四町（表柴町・馬場町・代官町・竹山町）を伝統環境保存区域に指定し、伝統環境保全の指導及び助成を実施するとともに、指定区域外に及ぶ歴史的建造物及び庭園の保全を進めるため、広域的な現況把握と国の登録制度の利用促進を図っている。特に松代の歴史的風致を特徴づける水路網は、保存区域の保全のみでは意味が無く、上流部の農地や後背山地の森林を含めた広域的な保全対策が必要とされるとともに、地域住民を主体とする保存組織の結成と行政によるバックアップが求められている。そのためには、関係部局による行政内部での意見集約を進め、業務の取扱い窓口を一本化するとともに、開発に対する対応・指導方針を定めることが必要である。

平成 24 年（2012）3 月には、長野電鉄屋代線が廃線となり、松代城跡や城下町を分断していた線路敷きや駅舎の跡地利用の検討が進められている。これに伴い、文化財単体での保存活用ではなく、松代地区全体でのランドデザインを再検討する必要性が高まっており、地域住民との連携のもと、行政内部での体制づくりを進め、松代地区内の地域ごとの特性を活かした保全対策を進める。

- ・無形文化財支援事業（平成 25 年度～令和 5 年度）
- ・文化財保存活用地域計画作成事業（令和 3 年度～令和 5 年度）
- ・長野市伝統環境保存事業（昭和 59 年度～）
- ・松代城下町歴史的建造物・庭園調査事業（平成 23 年度～平成 26 年度）

③鬼無里地区

鬼無里地区には、68 件の指定等文化財が存在しているが、重要文化財白髯神社本殿を筆頭に、各集落の鎮守の杜である神社本殿と観音堂・経蔵などの建造物 32 件が指定されている。このほか鬼無里地区には、裾花川上流域の奥裾花峡谷（県名勝）があるため、自然がつくり出したサンドパイプ、ハチノス状風化岩などの天然記念物 26 件が指定されている。

白髯神社本殿のある日影地区では、春祭りに神楽が地区内を巡行し、本殿の覆屋を開いて地区の人々に一般公開している。神楽の神輿は、明治 6 年（1873）に彫工北村喜代松が制作したもので、明治から昭和にかけて神楽巡行に使われてきた。平成以降は、鬼無里ふるさと資料館に保存収蔵されたため、新たに制作したものを祭事に使用している。北村喜代松制作の神楽の神輿は、今後とも資料館にて保存管理し、必要に応じて修理を行うものとする。

神社本殿等の建造物は、桃山時代以降の地域の信仰を集めてきたものであり、春や秋には、多くの人々が集まり、祭事の舞台となってきた。これらの建造物は、地域の人々の厚い信仰で守られてきたものであり、今後とも地元と協働で保存管理と活用を進める。

白髯神社周辺、鬼無里神社のある町区などには、明治時代以降の民家も多数あり、歴史的景観を形成している。これらは文化財指定を受けてはいないが、今後景観保全のために

地域住民の協力と行政のバックアップによる保全策を進める。

鬼無里神社のある町区では、春祭りに屋台（安政4年（1857）／彫工北村喜代松制作）が巡行されている。この屋台は、市指定有形文化財になっており、通常は鬼無里ふるさと資料館に常設展示されている。このほか三嶋神社屋台（平区／明治6年（1873）／彫工北村喜代松制作）、皇大神社屋台（山内区／安政6年（1859）／彫工北村喜代松制作）、諏訪神社屋台（和協区／嘉永4年（1851）・明治28年（1895）／彫工北村喜代松制作）が鬼無里ふるさと資料館に常設展示されている。鬼無里神社以外の屋台では、巡行の担い手が不足し、巡行を行っていない状況であるが、単に収蔵展示だけでなく地域と行政が協働で取り組み、屋台の保存活用を積極的に進める公開活用事業（祭事イベント等）の企画立案を進める。

また、神社と寺院の指定文化財が多数を占めているが、それ以外の建造物や祭礼に伴う無形民俗文化財等、未指定の文化財についても調査を進め、地域の特性を顕現する文化財事象を適切に継承をしていくことが望まれる。

- ・文化財保存活用地域計画作成事業（令和3年度～令和5年度）
- ・「彫工北村喜代松」制作の屋台等保存・公開活用事業（平成25年度～令和5年度）

（2）文化財の修理に関する具体的な計画

文化財の修理に関しては、長野市全体の項で示した「文化財の修理に関する方針」に従って適切に行っていく。

①善光寺・戸隠地区

重要文化財の善光寺経蔵は、これまで保存修理工事が未実施であり、屋根の劣化や基壇等の不陸が著しい状況にあった。平成24年度から耐震基礎診断事業を実施しており、平成26年度以降、耐震対策も含めた保存修理工事を実施した。また国宝の善光寺本堂についても、平成22・23年度に実施した耐震基礎診断事業により、短期的な対策と長期的な対策が求められており、速やかに短期的な耐震対策を実施した。

また、戸隠伝統的建造物群保存地区である戸隠神社の中社・宝光社門前には、宿坊や民家、石垣などの歴史的建造物が多数現存している。これらの建造物は、所有者との協議を進め、保存計画に基づく修理及び修景を実施し、歴史的な町並みの維持及び向上を図る。

- ・善光寺経蔵保存修理事業（平成24年度～平成29年度）
- ・善光寺本堂耐震補強事業（平成26年度～平成28年度）
- ・戸隠地域建造物修理修景助成事業（平成29年度～令和5年度）

②松代・若穂川田地区

松代・若穂川田地区内には、多数の文化財が現存しており、適切な保存・活用を進めるためには、計画的な保存修理の実施が望ましい。文化財の保存修理に際しては、文化庁や県教育委員会との連携のもと、必要に応じて専門家による指導・助言を踏まえて歴史的価

値を損ねないように十分に検討を重ねる必要がある。

史跡松代城跡附新御殿跡では、昭和56年（1981）の史跡指定後、翌年度に整備基本計画が策定されている。その後、発掘調査を重ねた松代城跡では、平成7年度から環境整備事業として本丸石垣の修復や太鼓門等の復原が始まり、平成16年度より一般公開されている。新御殿跡は平成16年度より御殿本体や庭園等を対象とする保存整備事業が始まり、平成24年度に竣工している。松代城跡と新御殿跡は同一史跡として指定されながらも、長野電鉄屋代線の線路敷きによって分断されており、往時の城郭景観を消失していることが課題であったが、鉄道の廃止と敷地の譲渡により城郭本来の姿に向けた保存整備が可能となる状況が生まれた。平成27年10月に史跡指定範囲が拡大され、今後は、地域住民との合意を図りつつ、旧城郭域の公有地化とその保存整備を目指していくとともに、周辺施設の整備も視野に、松代地区の中核拠点としての総合的な整備についても検討していく。



松代城跡城郭域

史跡旧文武学校は、安政2年（1855）に開校した江戸時代の松代藩校であり、昭和48年度から昭和53年度に保存復原が行われ、平成5年度から平成9年度に槍術所等を移築復原している。昭和の修理から30年以上が経過した建造物では、屋根や土壁を中心に劣化が著しく、平成23年（2011）の東日本大震災では毀損箇所が拡大している。本市では平成23年度より土塀等の解体に着手しており、平成31年度までの9カ年間に保存修理に加え、公開活用のための耐震補強を含めた環境整備を実施する。



旧文武学校整備委員会

江戸時代の中級武家屋敷である旧横田家住宅は、昭和61年（1986）の重要文化財指定後、平成3年度までに全面的な解体修理が行われたが、主屋・隠居屋等の茅葺屋根や一部木部に劣化が生じているため、建造物の保存修理事業を予定している。



旧松代藩鐘樓の修理

市指定文化財の旧松代藩鐘樓は、江戸時代に

昼夜の別なく一刻（2時間）ごとに鐘を撞いて時刻を知らせたといわれており、平成23年度から保存整備及び建物周辺の広場整備を実施し、平成26年度に一般公開を開始した。また、江戸時代末期から明治時代の商家である市指定文化財の寺町商家についても、平成23年度から保存整備事業に着手しており、平成27年度に一般公開を開始した。本物件では商家としての特性を活かした利活用を図るため、整備前から市民ワークショップを開催して多様な意見を募っており、今後も武家屋敷とは異なる商家の暮らし振りや賑わいが体感できる文化財としての利活用を進める。

史跡大室古墳群では、平成9年度から平成25年度にかけて実施しているエントランスゾーン・施設整備ゾーンに引き続き、積石塚古墳・合掌形石室が密集する遺構復原ゾーンの古墳の保存整備事業を予定している。事業では、古墳の保存修理とともに園路や説明板等の見学者の利便性向上、学校教育及び生涯学習の場としての利活用を推進するための設備整備を進める。

松代藩主真田家の菩提寺である長国寺は、境内地の大部分が史跡松代藩主真田家墓所に指定されている。史跡は、長国寺の境内地と真田家霊屋・墓所区域に大別されるが、長国寺が一体のものとして管理しており、平成17年（2005）に整備基本計画を策定している。平成18年度から平成23年度までの6年間に保存整備事業を実施しており、史跡内の環境整備が進められた。境内には重要文化財の真田信之霊屋、県宝の真田信弘霊屋、長国寺開山堂などの歴史的建造物が存在し、真田信弘霊屋及び長国寺開山堂は、劣化が進行しており対策が必要とされている。また松代地区内では、大英寺本堂、熊野出速雄神社本堂、林正寺本堂など、県指定文化財の劣化・破損が進行しており、早急な対策が求められている。今後は、県教育委員会との連携のもと、所有者との協議を進め、歴史的風致形成建造物の指定も視野に保存対策を講じる必要がある。



劣化の進む長国寺開山堂（長野県宝）



劣化の進む大英寺本堂（長野県宝）

- ・ 史跡旧文武学校保存整備事業（平成23年度～令和3年度）
- ・ 史跡大室古墳群保存整備事業（平成26年度～）
- ・ 史跡松代城跡保存整備調査研究事業（平成25年度）
- ・ 旧横田家住宅保存整備事業（平成27年度～令和2年度）
- ・ 旧松代藩鐘楼広場整備事業（平成24年度～平成25年度）

- ・寺町商家（旧金箱家住宅）保存整備事業（平成 23 年度～平成 26 年度）
- ・県宝大英寺本堂保存修理事業（平成 26 年度～平成 30 年度）
- ・史跡松代城跡保存整備事業（平成 27 年度～令和 5 年度）
- ・県宝長国寺開山堂保存修理事業（平成 27 年度～平成 29 年度）
- ・県宝林正寺本堂保存修理事業（平成 27 年度～平成 30 年度）
- ・真田信之霊屋保存修理事業（平成 31 年度～令和 4 年度）
- ・松代町文化財美観向上推進事業（令和 2 年度～令和 3 年度）

③鬼無里地区

鬼無里地区には、重要文化財 1 件と多数の市指定文化財建造物が存しており、適切な保存を進めるためには、計画的な保存修理を行うことが望ましい。国指定文化財の場合は、文化庁や県教育委員会との連携のもと、必要に応じて専門家による指導・助言を得て修理を行うことが必要である。市指定文化財の場合には、文化財保護条例に基づく文化財保護事業補助金交付要領の規定に準じて、地方文化財保護審議会委員の指導の下に修理を計画的に行うものとする。

平成 17 年（2005）1 月に合併した鬼無里地区は、これまでに文化財の修理実績はあまりないが、おぎな鬼無里にある寛政 9 年（1797）建築の地蔵堂は、漆喰の外壁等の劣化が進行したため、平成 23 年度に保存修理を実施している。

平成 25 ～ 26 年度には、市指定文化財松巖寺観音堂の修理を実施した。松巖寺観音堂は、中心地区である町区に所在し、江戸時代前期寛永年間の建築で、入母屋造、妻入の建物で、全体的に劣化が進んでおり、修理によって歴史的価値を再生した。

また、平成 28 ～ 29 年度には、市指定文化財松巖寺経蔵の修理を実施した。松巖寺経蔵は、寛政 7 年（1795）の建築で、経蔵の中には、県下でも数少ない八角輪蔵が現存している。経年劣化や平成 26 年 11 月に発生した長野県神城断層地震等の災害により被害を受けたため、修理によって歴史的価値を再生した。

鬼無里神社の屋台は、祭りに毎年活用されているために車輪等に劣化が漸次進行しており、劣化状況に基づき修理計画を立案し、適切に修理を進める。

- ・「彫工北村喜代松」制作の屋台等保存・公開活用事業（平成 25 年度～令和 5 年度）
- ・松巖寺観音堂保存修理事業（平成 25 年度～平成 26 年度）
- ・松巖寺経蔵保存修理事業（平成 28 年度～平成 29 年度）

（3）文化財の保存活用を行うための施設に関する具体的な計画

①善光寺・戸隠地区

善光寺・戸隠地区の文化財の多くは、民間の所有であり、長野市が所有する建造物は、登録有形文化財の「旧三河屋商店（ちよつ蔵おいらい館）」と「旧信濃中牛馬合資会社社屋（楽茶れんが館）」に限られる。前者は博物館の付属施設として位置付けられており、店舗部

分を江戸時代の商家として整備してあるとともに、主屋2階や土蔵をギャラリーや会合に貸出しており、非常に高い人気を誇る。一方、後者の建物は観光振興課で所管しており、主に観光客を対象とする飲食施設として活用されている。どちらも善光寺周辺の歴史的景観に大きく寄与しており、適切な保存管理及び活用を進める。

②松代・若穂川田地区

文化財の宝庫である松代・若穂川田地区では、文化財の保存活用と連携したまちづくりを推進するためには、地域住民の活動をサポートするとともに市外からの来訪者に対して歴史的情報を発信する拠点としての機能が求められる。

松代地区には市所有の博物館相当施設として真田宝物館がある。真田宝物館は真田幸治氏より当時の松代町に一括譲渡された同家伝来の大名道具を収蔵した施設であり、昭和44年(1969)より旧県立松代高等学校の校舎を改築して一般公開している。近年、施設の老朽化が進むとともに、展示施設の調湿機能の不備、収蔵庫の不足等の諸問題が生じており、貴重な文化的財産の保存及び公開において、極めて不適切な状況となっている。このため、本市では、現在、真田宝物館の設置場所も含めた「松代文化財活用推進計画」を策定している。



真田宝物館

真田宝物館内には、松代文化施設等管理事務所が併設されており、松代地区内の市所有文化財の統轄管理を行っている。また同館では収蔵資料に関する調査研究を進めるとともに、文化財ボランティアの会を組織し、市民と共に松代地区の歴史的資産を掘り起こし、また広く市民に伝える役割を担っている。特に町全体に文化財が点在する松代地区では、その継承者である地域住民の協力がなければ、文化財の保存活用はありえない。その前提の下、地域住民に松代の文化財を再認識してもらい、共感を得ながら、最終的には文化財保存活用に参加してもらう機会を創出することを長期的な目標としている。

また松代地区では、市外からの来訪者を特定施設に集客するのではなく、まち全体を回遊する「まち歩き」の促進を前提としたまちづくりを進めている。まち歩きでは、来訪者が松代地区の重層的な歴史的情報を得て、文化財の見方や楽しみ方を発見する仕掛けづくりが重要となる。現在の松代地区には、この総合的な松代地区の文化財紹介を行うインフォメーション機能が不足している。

これらの現況から、松代地区における真田宝物館の役割は、所蔵文化財の収蔵・展示機能にとどまらず、継続的な調査研究と最新の情報発信、また市民参加による文化財保存活用の推進拠点としての機能をもち合わせており、今後は市外からの来訪者に対する文化財インフォメーションの機能を追加することが必要である。この松代地区における総合拠点を整備することにより、松代地区に点在する多彩な文化財の歴史的魅力が高まり、市民及

び市外からの来訪者に対しても文化財に対する深い理解を提供することが可能になる。また松代地区内の回遊性を高めるためには、中心部への車の流入防止を図り、周囲の歴史的景観に配慮した上で、市街地の周辺部に駐車場を整備する必要がある。現在の真田宝物館駐車場及び殿町観光駐車場は、松代城跡の旧城郭域に位置するため、松代城跡東側の旧長野電鉄屋代線敷地内に駐車場整備を予定する。

また、松代地区東部の大室古墳群までの経路は、普通車のすれ違いも困難な幅員の狭い道路であるため、史跡の適切な管理保全及び学校教育等の利用に支障をきたしている。今後は、市民及び市外からの来訪者の利便性を高め、学校教育や生涯学習の場としてさらなる利活用を図るため、アクセス道路の整備を進める。

- ・松代町文化財保存活用推進事業（平成 25 年度～）
- ・松代城跡東側駐車場整備事業（平成 25 年度～令和 5 年度）
- ・史跡大室古墳群アクセス道路整備調査検討事業（平成 25 年度～平成 26 年度）
- ・大室古墳群アクセス道路整備事業（平成 28 年度～令和 5 年度）

③鬼無里地区

鬼無里地区の文化財は、民間の所有で長野市所有の文化財はないが、文化財の収蔵展示公開施設としては、長野市立博物館分館鬼無里ふるさと資料館が存在する。鬼無里ふるさと資料館は、合併前に、歴史民俗資料館（麻・歴史の歩みを展示）、山国文化伝承館（屋台、神楽を展示）、山村文化伝習館（農林具、和算などを展示）の 3 館が併設されていたが、合併後に 3 館を統合して鬼無里ふるさと資料館としている。



鬼無里ふるさと資料館

この資料館には、指定文化財である屋台や神楽が保存収蔵されており、鬼無里神社の屋台は毎年春祭りには展示室から搬出され、屋台巡行に使われている。屋台の実物資料が保存活用されている事例である。鬼無里神社以外の屋台は、屋台巡行の担い手不足により、巡行が行われていないため、展示公開だけで、祭りへの活用は行われていない。

鬼無里ふるさと資料館は、鬼無里地区の文化財の収蔵・展示公開機能を有しているが、まちづくりと連携という視点での保存活用と情報発信機能が不足している。これまでのような文化財資料を網羅的に扱うのではなく、長野盆地との対比を踏まえて、「山間地の暮らし」を浮き彫りにするような展示コンセプトをもたせ、継続的な調査研究の拠点として整備することを検討する。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

①善光寺・戸隠地区

指定文化財は、重点区域内の歴史的風致を形成する核として重要であるが、歴史的風致の構成の中で大部分を占めるのは、未指定の歴史的建造物や道路、河川といった公共施設であり、これらの未指定建造物等は、核となる文化財に対しても景観上大きな影響を与えている。したがって、文化財の価値や魅力を維持及び向上させていくためには、周辺環境についても、その保全に努めていく必要がある。

本計画では、文化財の周辺環境を保全していくために、都市計画法や景観法に基づく規制・誘導を推進していくとともに、外観修景のための補助金を拡充していく。また、道路や河川などの公共施設については、電線類地中化や道路の美装化によって、歴史的建造物と一体となった良好な整備を行っていく。具体的には、善光寺本堂(国宝)や善光寺三門(重要文化財)の門前に広がる仲見世や宿坊群の歴史的まちなみについては、その保全を目的に、先述した伝統的建造物群保存地区の指定を検討しているところであるが、それらと一体となっている道路についても、電線類地中化や道路の美装化、水路改修などを行っていく、その価値や魅力をより一層高めていく。とりわけ、善光寺門前については、仲見世や宿坊が建ち並ぶ通りを中心に、既に景観重要道路に指定して電線類地中化や道路の美装化を進めているところであり、引き続き、魅力的な景観を創出するための整備を行っていく。また、同じく歴史的まちなみが広がる戸隠神社中社・宝光社門前の宿坊群についても、電線類移設・地中化、道路の美装化を行い、周辺の歴史的建造物と一体となった良好な景観形成に取り組んでいく。さらに、市民や観光客のまち歩きをより一層推進するために、文化財等に関する説明板や歩行者案内板の充実を図っていく。とりわけ、善光寺から戸隠に至る古道においては、歩行者案内板が不足していることから、現状を調査した上で、適切な位置に周辺景観にあったものを順次整備していく。

- ・善光寺周辺地域道路美装化事業（平成 15 年度～令和 3 年度）
- ・善光寺周辺地域電線類地中化事業（平成 17 年度～令和 2 年度）
- ・戸隠地域道路美装化・電柱電線類移設・歩道整備事業（平成 30 年度～令和 5 年度）
- ・城山公園再整備事業（平成 29 年度～令和 3 年度）

②松代・若穂川田地区

文化財を取り巻く周辺環境は多様であり、松代・若穂川田地区においては、地区内の特性を活かした景観保全が望まれる。現在、松代地区の景観保全としては、景観法に基づく景観計画推進地区や市独自条例による伝統環境保存区域などの景観保全地区が定められているが、歴史的景観を保全する上では十分に機能していない。景観計画推進地区における届出は 1,000 m²以上の大規模開発に限られており、伝統環境保存区域についても、同じく届出制で罰則がないとともに、その範囲が限定されている。これは歴史的建造物が広域にわたって点在する松代地区では、行政主導の景観規制よりも所有者の保全意識の向上を促すゆるやかな景観誘導が望ましいと判断したためである。しかしながら結果として、景観

に不調和な建造物が築造されることや、歴史的景観を有していた建造物が消失する結果を招いており、歴史的まちなみの景観保全意識は十分に浸透していないことが窺える。松代地区全体の景観保全は広域にわたるため、行政の関係部局間や地元住民との合意形成に時間を要することが予想されるが、松代地区内のゾーンごとに保全すべき歴史的景観と調和する周辺環境の具体的方針を検討する必要がある。

また、史跡松代城跡や史跡旧文武学校などの文化財が集積する松代の中心市街地においては、平成14年度以降、街なみ環境整備事業を導入して、建物修景や電線類地中化、道路の美化化を進めてきた。今後も引き続き、電線類地中化や道路の美化化等を順次進めていく。さらに、文化財の説明板や案内板の設置については、街なみ環境整備事業を導入している松代の市街地においては進んでいるものの、それ以外の地域においては不足しているところもあるため、今後、順次整備を進めていく。

③鬼無里地区

鬼無里地区は、裾花川沿いの裾花峡谷が「特色のある景観形成を特に推進する地区」にあげられているが、重点区域はそれからは外れている。また都市計画区域外であり、豊かな自然環境に囲まれた山間地地域が広がっている。また、長野市景観計画の地域区分では山地に包括され、屋根は勾配屋根、周辺や背景の山並みとの調和、建築物の高さは周辺の樹林以下などとする景観形成基準が定められている。

鬼無里地区においては、豊かな自然環境の中で景観計画に基づいた景観形成が行われているが、神社や寺院、民家等には古い建造物が多く残され、これまでに大規模開発も行われていないため、文化財の周辺環境も保全されているが、なお一層の地域住民の保全意識向上を図り、環境の保全に努める。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

文化財の防災に関しては、長野市全体の項で示した「文化財の防災に関する方針」にしたがって適切に行っていく。

①善光寺・戸隠地区

国宝善光寺本堂については平成22～23年度に、重要文化財善光寺経蔵については平成24～25年度に、耐震基礎診断事業を実施しており、速やかに適切な耐震対策を計画し、保存修理と併せて実施した。なお、防災設備は前回の整備から30年以上が経過しているため、適切に更新を進める。

また、善光寺・戸隠地区には、彫刻や工芸品、書籍など多数の重要文化財や県・市指定の有形文化財が存在する。歴史的建造物の防災性を向上させるため、必要箇所に耐震性貯水槽（防火水槽）の設置を進めるとともに、これらの収蔵施設等の現況課題を整理し、適切な防犯体制を構築する。

さらに、歴史的建造物が多く残る長野市戸隠伝統的建造物群保存地区においては、保存

地区に相応しい防災計画策定に向けた調査を実施し、必要な対策の検討を進め、地区特性に応じた防災対策（ソフト面及びハード面）を実施することで、地域防災力の向上を図る。

- ・長野市戸隠伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査事業（平成 29 年度～令和元年度）
- ・戸隠地域耐震性貯水槽整備事業（平成 29 年度～平成 30 年度）
- ・善光寺保存活用推進事業（令和 2 年度～令和 5 年度）
- ・戸隠伝統的建造物群保存地区防災対策事業（令和 4 年度～令和 5 年度）

②松代・若穂川田地区

松代・若穂川田地区の文化財は、積極的な利活用の推進を目標としているため、市所有の新御殿跡、旧文武学校、旧松代藩鐘楼、寺町商家などの文化財では、保存修理に併せて耐震基礎診断・耐震補強を実施しており、自動火災報知機や消火設備、避雷針設備等の防災設備の設置も推進している。今後は、文化財パトロール時の点検を含め、地元消防団や消防署と連携した防火訓練を定期的に行い、地域住民の防災意識高揚に努める。併せて、防災意識に密接に関係する防犯意識についても、文化財所有者を中心に意識の向上を図っていく。

また、歴史的建造物の防災性を向上させるため、必要箇所に耐震性貯水槽（防火水槽）の設置を進める。さらに、多数の彫刻や工芸品についても、日常的な維持管理や点検を行い、防犯に努める。

- ・松代地域耐震性貯水槽整備事業（令和元年度）
- ・真田信重霊屋防災施設整備事業（令和元年度）
- ・旧横田家住宅防災施設整備事業（令和 4 年度～令和 5 年度）

③鬼無里地区

鬼無里地区の文化財は、民間所有の神社本殿が多いため、自動火災報知機や消火設備、避雷針設備等の防災設備の設置及び更新について指導助言し、適切な設備配置を実施する。特に神社等は、無人になることが多いため、文化財の点検とともに防災設備の点検を文化財パトロール時に行うことを必須事項とし、地元消防団や消防署との連携した防火訓練を定期的に行い、地域住民の防災意識を高め、防災対策の充実と強化を図る。また、無指定の文化財については、住民自治協議会等と連携して、所有者の理解と協力により、防災意識の向上に努める。

鬼無里地区の文化財には、建造物のほかに工芸品や彫刻がある。これらについては、日常的な維持管理と点検の徹底を図ることで防犯に対処する。

(6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する具体的な計画

①善光寺・戸隠地区

善光寺・戸隠地区では、行政や民間が設置した看板が乱立しており、来訪者にとって分

かりづらい状況が生じている。今後は、重点区域における統一的な文化財の案内板や標柱の設置等の作成を検討する。

また、来訪者用に対して本市の歴史的風致の理解を深めてもらうよう、パンフレット等の作成を検討するとともに、無形民俗文化財については、保持者または保持団体が行う、文化財の記録作成、伝承者養成、その他保存に必要な経費、及び文化財の公開に必要な普及、啓発活動等に対し、財政的支援を行う。

②松代・若穂川田地区

松代地区内では、市所有文化財が多数存在するため、文化財の保存修理見学会や文化財保護強調週間にあわせた特別公開など、随時文化財の最新情報の周知に努めている。また新御殿跡の土蔵修理では荒壁土の修理体験を、大室古墳群の保存修理では244号古墳修理の体験学習会を開催しており、地域住民が守り育ててきた文化財を身近に感じることができるよう多様な取り組みを進めている。

また、松代地区では平成16年度の松代城跡復原・一般公開を契機として、「エコール・ド・まつしろ」と呼ばれる文化財を利用した生涯学習活動が展開されている。これは、文化財の宝庫である松代地区全体を知的学習の場である「学校」とみなし、文化財を舞台として茶道・華道・武道など多様な専科が生涯学習の成果として、来訪者におもてなしを行う取り組みである。松代地区では、文化財を「ただ見る」だけの存在ではなく、「地域の皆で大切に利用しながら守っていく」施設として保存活用を推進している。

また松代地区には未指定の文化財も多数現存している。城下町の歴史的建造物の調査や

・日本文化体験プログラム開発事業（松代地域）（平成30年度～令和元年度）

庭園・水路調査を継続して実施し、随時松代地区の現況を調査報告会などを通して情報提供し、地域に残る歴史的財産の魅力や継承の意義を伝える活動を進める。

③鬼無里地区

文化財の案内板・説明板・標柱等の設置と更新は随時行っているが、重点区域においては、さらに積極的に進め、地元と連携して文化財見学会などの企画を実施し、地域住民の文化財に対する理解と周知に努める。

文化財の保存については、指定文化財に建造物と天然記念物が大半を占めるなど指定に偏りがあり、彫刻や有形及び無形の民俗文化財が抽出されていないため、悉皆的な調査研究を行い、実態を踏まえた上で次代に保存継承する対策を講じる。

文化財の普及・啓発については、白髯神社の「白髯の杜」周辺の河川や田地において、「ホタルの里」、「花菖蒲の里」、「俳句の里」として環境整備が行われ、「花と文化財めぐりウォーキング」等が実施され、その際に白髯神社本殿の一般公開を行い、文化財の保護啓発活動に努めており、引き続き普及啓発活動を積極的に進める。

鬼無里神社の屋台巡行や諏訪神社の御柱祭には、近郷はもとより遠方からも大勢の人々が訪れ、文化財が多くの人々の目に触れる機会となっており、さらに情報発信を積極的に行うことで、文化財の歴史的価値の普及に努める。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内における周知の埋蔵文化財包蔵地についても、市全体における方針に基づいた対応を行う。

①善光寺・戸隠地区

善光寺境内域にあたる元善町遺跡や善光寺周辺の善光寺門前町跡は、古代から連綿と続く複合遺跡であり、善光寺の創建や中世の再建に関わる遺跡が残存している可能性がある。発掘調査の成果は、今後のまちづくりの重要な要素となり得るため、有効な保存活用を進める。

②松代・若穂川田地区

松代・若穂川田地区では、松代城下町跡と呼ばれる近世遺跡を周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱っており、公共事業による開発だけではなく、民間開発でも周知徹底し、開発者や住民の理解を求めていくことが必要である。

また松代城跡旧城郭域の二の丸一部や三の丸、花の丸は、史跡指定範囲外となっているが、本質的には史跡指定範囲と同一遺跡であり保存が望まれる。本市では文化庁や県教育委員会とも連携しながら、地元住民の協力のもと、計画的に史跡指定地の拡大・公有地化を図る。

③鬼無里地区

裾花川と小川の流域沿いを中心に埋蔵文化財包蔵地が14件確認されているが、特に重点区域における公共事業による開発や民間による開発がある場合には、開発者や地域住民の埋蔵文化財包蔵地に対する理解を求めていくことが必要である。

(8) 文化財の保存活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び体制の具体的な計画

①善光寺・戸隠地区

善光寺・戸隠地区では、以下の団体が文化財の保存や活用の取り組みを進めている。

- ・「長野郷土史研究会」

昭和37年(1962)に発足した郷土史の研究会で、善光寺縁起の絵解きや善光寺参道の調査研究、善光寺に関する地蔵盆の周知など、伝統行事の継続と発展を目的として様々な取り組みが進められている。

- ・「長野市善光寺表参道ガイド協会」

平成 24 年(2012)に発足した団体で、善光寺及び善光寺周辺の文化財や歴史、郷土食、まちなみなどの体験型ツアーを推進することを目的とする。今後は、ボランティアガイド育成のために、ワークショップや研修ツアーなどの開催を予定する。

・「善光寺まちづくり会議」

平成 4 年(1992)に善光寺と地元の元善町・大門町上の住民によって結成された協議会。平成 13 年(2001)からは大門町南も加わる。善光寺周辺の歴史的特性を活かしたまちづくりを進めるため、先進地視察やまちづくり講演会を開催している。

・「戸隠中社・宝光社地区まちづくり協議会」

戸隠地区の歴史や文化を活かしたまちづくりを推進することを目的に、平成 24 年(2012) 11 月に設立した戸隠中社及び宝光社地区の住民で構成された協議会で、伝統的建造物群保存地区に関する調査研究等を行っている。



松代文化財ボランティアの会

②松代・若穂川田地区

松代・若穂川田地区には、文化財の保存活用に関わっている住民、NPO等の各種団体が複数存在する。平成 9 年度に文化庁の「文化財愛護活動推進方策研究」事業による研究委託を受けて実施した「ボランティア養成講座」を契機として、平成 11 年度に松代文化財ボランティアの会が発足した。この松代文化財ボランティアの会は、松代地区を中心とした地域の文化財を調査・研究し、それを広く紹介する活動を通じて、地域の文化の振興に寄与することを目的に発足し、現在では真田宝物館や旧白井家の表門に常駐して施設や松代全体のガイドボランティアを行うことや、真田宝物館学芸員との協働により松代地区内の歴史的資源を調査研究し、分かりやすい冊子を刊行することなどを行っている。

NPO法人夢空間松代のまちと心を育てる会は、「信州松代まると博物館構想」実現を目指して、住んで暮らしやすい、訪れて心癒えるまちづくりを目指して平成 13 年度に発足した団体

である。松代の歴史・文化・人物の掘り起こしを目指した「松代学講座」や歴史的建造物保全を目的とした文化財の登録制度の積極的活用、武家屋敷の庭園を巡る「お庭拝見」など、多様なまちづくり活動を展開している。平成 23 年度からは旧樋口家住宅の管理運営業務を市より受託するとともに、町屋区域の既存建造物を活かした「まち歩きセンター」を開設しており、まちなかの魅力作りに加え地域住民と観光客との交流の場として機能してい



夢空間のお庭拝見

る。

平成 16 年度には、松代の歴史的文化財を活かし、生涯学習活動を通じた観光交流を進めるため「エコール・ド・まつしろ倶楽部」が発足した。倶楽部には、華道や茶道、邦楽、郷土食、武道などの多様な専科が、文化財を舞台とした生涯学習交流を進めている。弓道専科による旧文武学校での弓道体験、囲碁専科による旧前島家住宅での囲碁道場、華道専科による文化財施設での華展など、年間を通じた多彩な取り組みが地域に根付き始めている。

これらの団体は、現在でも継続的に活動を進めているが、どの団体でも会員の高齢化やメンバーの固定化、事業のマンネリ化などが課題となっている。また地域住民の中でも文化財保護活用に強く興味を持つ層と関心が低い層の温度差が顕著になっている。平成 26 年度まで、市で進めていた寺町商家保存整備に関わるワークシ

ョップでは、文化財施設での食文化の発信を検討しており、それまで文化財保護活用の活動を支えてきた方々に加え、飲食店の経営者や農産物生産者など、異なる分野で活躍されている方々に多数参加していただいた。

今後は、興味やニーズに応じて参加できる多彩なプログラムの企画や既存団体同士の相互交流の活性化、また地元大学や高等学校などと連携した取り組みを展開することにより、新たな文化財保護活動を推進する。

また、若穂川田地域では、「川田宿ガイドの会」が平成 25 年 6 月 12 日に発足し、川田宿見学者へのガイド案内や川田宿に関する学習会を通じて会員の資質向上と川田宿の発展に寄与することを目的とした活動がはじまった。

③鬼無里地区

鬼無里地区内には文化財の保存活用に関わる住民・団体は、「ふるさと草子刊行会」がある。旧鬼無里村在住、出身者 10 余名でつくる団体で、これまでに『源氏伝説のふるさと一信州鬼無里の伝承』（昭和 60 年（1985））、『きしりに彫る一鬼無里の山居仏』（昭和 61 年（1986））、『北村喜代松一宮彫りの名工』（平成 16 年（2004））、『和算家北明寺島宗伴一写真でたどる足跡』（平成 17 年（2005））、『信越古道一越後梶屋敷から信濃鬼無里・麻績宿へ』（平成 19 年（2007））など 8 冊の研究書を刊行している。鬼無里にゆかりの深いテーマを設定し、研究会を重ねてその成果を単行本にまとめ、一般の供覧に供している。



エコール・ド・まつしろ倶楽部



寺町商家ワークショップ

そのほか「寺島宗伴をしのぶ会」があり、地域住民の人々によって、松巖寺にある和算家寺島宗伴の五輪塔、鬼無里^{えらぼたけ}菘畑にある墓地の清掃活動などを行っており、「鬼無里案内ボランティアの会」（会員 20 名余り）が文化財や鬼無里自然園などの案内をボランティアで行っている。

また、鬼無里地区固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的に、「鬼無里地区歴史風致維持向上協議会」が平成 25 年 4 月 30 日に結成され、地域の伝統と文化の継承並びに積極的な PR 活動に向けた取り組みをはじめている。

既存の団体とともに文化財周辺や地域において新たな保存団体や愛護団体等の設立の動きがある場合には、その設立や活動の支援をし、必要に応じて市の「ながのまちづくり活動支援事業補助金」などを活用した財政的な支援を検討する。